

裁判で放火と認定されやすい要素

火災保険金の請求を保険会社にした場合、保険会社が保険金を支払わない理由として「故意免責」の主張をすることがあります。平たくいえば、「故意免責」とは、「保険金を請求する人や、その関係者が放火したから火災が発生したのだ」という主張になります。

しかし、目撃者がいるか、保険金請求者が実は私が放火しましたと自白した場合等を除いて、火災の発生原因が放火かどうかを直接証明する証拠はなかなかありません。ではどうやって、裁判所は放火かどうかを判断するのか、それは殺意の有無を判断する場合とよく似た手法で判断をします。

例えば、AさんがBさんを刃物で刺して死なせてしまったとします。このときにAさんが、私はBさんを殺すつもりで刺しました、といえ殺入罪になりますね。しかし、Aさんの立場の方は大抵、「傷つけるつもりはありましたが、殺すつもりはなかったのです。」と傷害致死罪であることを主張します。この場合裁判所はどうやって、Aさんに殺意があったかどうかを判断するのでしょうか。Aさんの頭の中を覗いてみる事ができればすぐに分かりますが、神様にしかそのようなことはできません。

そこで、裁判所は、凶器の形状、刺した部位、刺した回数、刺し傷の深さ、動機の有無、犯行後の行動などの間接的な証拠を積み重ねて殺意があるかどうかを判断します。仮に、①鉛筆を削るような小さな刃物で、指の先を、一回限り浅く切りつけていたような場合には、殺意はないと判断されるでしょうし、②大きな出刃包丁で、胸のあたりを深く何度も刺した場合は殺意はあると判断されるでしょう。

放火かどうかの判断も、直接証拠がない場合には、上記のような間接的な証拠

から判断されることとなります。

放火と判断されやすい主な事情は次のとおりです。

- ① 出火原因・状況の不自然性（火の気のないところから出火、同時に数カ所から出火、深夜人気のない時間帯に出火、助燃剤の検出など）
- ② 保険契約締結の不自然性（収入に見合わない保険料の支払いなど）
- ③ 保険契約の始期と火災発生日との近接性
- ④ 保険事故前後の被保険者ら関係者の態度、アリバイの不自然性
- ⑤ 被保険者らの経済的困窮度
- ⑥ 被保険者ら関係者の保険金請求歴
- ⑦ 損害額の不実の申告

参考にして頂ければ幸いです。